改正商法と減価償却

小 森 瞭

じめに

- I 商法改正前の減価償却規定とわが国の実情
- □ 高法の旧滅価償却規定をめぐる商法学者の対立する
- (二) 商法の旧減価資却現定の抗判(以上前号)。 (二) わが国海運業の液価質却実施の実情
- □ 改正商法の滅価償却規定と「相当日 改正商法とその実施の過程
- □ 商法付則第九条と監個第一号について→ 改正商法の減価償却規定と「相当の償却」について
- 商法改正後の海運業監査報告書
- おわりい

Ⅱ 改正商法とその実施の過程

る。もちろん、経過規定等もあり即座に現実的反響を生ずる訳でれ、これにより商法の減価償却規定が改正されてから約一年にな案が、衆参両院を無修正で通過し、法律第八十二号として施行さ属知のように、第四十国会提出中の商法の一部を改正する法律の 改正商法の減価償却規定と「相当の償却」について

改正商法と減価償却口

算会社でも昭和四十年三月三十一日に終る決算期の計算書類から昭和三十九年三月三十一日に終了する決算期からである。一年決の決算期から適用される。すなわち、半年決算会社では遅くともはない。株式会社の計算規定に関する部分は、新法施行後二度目

では、「株式会社の計算規定の合理化が中心で 会回の改正の趣旨は、「株式会社の計算規定の合理化が中心で ないっても、法案容養の過程からみても、また改正後の産業界の といっても、法案容養の過程からみても、また改正後の産業界の といっても、法案容養の過程がられたものである。しかし、なん

その第一は、株式会社の計算規定が従来は財産計算的思考に基でいていたのであるが、これに近代的な損益計算の原理を大市に取り入れた点である。すなわち、資産評価方法を従来は前述の通り、時価最高主義をとっていたのであるが、体系的に異なる原価り、時価最高主義をとっていたのであるが、体系的に異なる原価であるいは、時価を不当に低評価し、多額の評価損を計上するといあるいは、時価を不当に低評価し、多額の評価損を計上するといあるいは、時価を不当に低評価し、多額の評価損を計上するといるにに、時価を表すという。

第二に、繰延資産の範囲を拡張し、他方、特定引当金の計上を

うとした。 も一致しないため、現在なお多くの議論がある。 一般的に承認することにより、企業会計上の損益計算に近づけよ (ただし、この特定引当金は会計上の引当金と必ずし

剰余金として株主総会による利益処分を経て資本準備金に積み立 他の資本準備金」の取り扱いをめぐって、一旦とれを未処分利益 にはまだ十分消化されない点である。 外流失してはならないから、最初から資本剩余金とする会計慣行 てるということ等は、資本取引は資本維持の原則からけっして社 という点から多くの未解決の問題を提起した。たとえば、「その 線を出してきただけに、他の法令や慣行と異なる場合、強行法規 これまで相当広範な規定のあり方をしていた商法がかなり明確な が行われ、配当可能利益の算定基準が明確にされたのであるが、 その他、 資本準備金、利益準備金関係についても、一応の整備

以下主義による資産評価損として考えられていたが、今回の改正 されることになった。すなわち、新法、第二百八十五条ノ三は、 しない使用資産の償却額評価に対しては、「相当の償却」が強制 で、資産評価は一般に原価主義によるところから、販売を目的と さて、減価償却規定についてみると、前述の通り、従来は時価 決算期ニ相当ノ償却ヲ為スコトヲ要ス。 固定資産ニ付テハ、其ノ取得価格又ハ製作価額ヲ附シ、毎

キハ、相当ノ減額ヲ為スコトヲ要ス」。 固定資産ニ付キ、 予測スルコト能ハサル減損ガ生ジタルト

と規定している。

との改正規定は次の三点にその重要なポイントがあるといわれ

ている(2) (イ) 評価益計上の禁止

述した対立する二つの解釈に対して、商法としての公式の見解が まず、この規定によって、旧商法第二百八十五条についての先

評価し、みだりに評価損益を計上するのは、今日の期間損益計算 行きとして受け入れられた。けだし、原価主義により固定資産を り、また学界においても多数説であったから、むしろ当然の成り った。このような見解は、現実上、すでに慣行として行われてお 下されたことである。結論からいえば、「取得価額又は製作価 評価損益を計上しない」との説明がなされている。 おいても、「固定資産は元来売却を予定しない資産であるから、 の立場からは認め難い処理であるから。との点は、国会の審議に の結果、償却資産に対する評価益の計上は認められないことにな から相当の減損額を控除した額」であるという説を支持した。そ

(口) 強制償却

事上、刑事上の責任が問われる。したがって、会社はこれまでのる。この強行規定に遊反する処理を行った場合には、取締役の民る。 であるが、さらになお、その中でも、「…ヲ為スコトヲ要ス」と いう強行規定は、「…ヲ為スコトヲ得」という任意規定に先行す と、商法そのものが他の法令や慣行に対して上位にある強行法規 ように減価償却を決算政策のための利益調整手段として利用する 改正規定の一つの大きなポイントはこの強制性にある。

ととが困難となろう。

かということになろう。問題はやはり「相当の償却」が何をさすれる恐れが充分にある。問題はやはり「相当の償却」が何をさす償却額でなければ、ただの強行性だけでは量的に自由に調整せらしかし、いかに強制とはいえ、その大きさは、つねに「相当の」

(7) 「相当の償却

何が相当であるかは商法では規定されていないが、一般的にい何が相当であるかは商法では規定されていないが、一般期計画的、継続的かつ規則的な償却」を意味するよたがって、毎期計画的、継続的かつ規則的な償却」を意味するようである。すなわち、会社が資産の耐用年数と残存価額を合理的で決定し、取得価額から残存価額を控除した要償却額を、耐用年に決定し、取得価額から残存価額を控除した要償却額を、耐用年に決定し、取得価額から残存価額を控除した要償却額を、耐用年に対るが、一度撰択した減価償却計算の適用は、必ず、毎期継続して適用されるとが不可欠の条件となる。との意味から正当な理で適用されるとが不可欠の条件となる。との意味から正当な理があるが、一般的にいるが、一般的にいるが、一般的にいる変更を除いては継続性の原則が適用されなければならな出ているが、一般がは、一般的にいるなど、一般が表情がある。この意味から正当な理で適用されるければならない。

認めた)として計算した償却範囲額を法定している点である。税一率取得原価の十%(昭和三十九年五月改正で五%までの拡大ををあらかじめ決定しており、残存価額は有形固定資産に対しては、用年数に関する省令」(法施行規則第三条の二)により耐用年数響をもつ法規定である税法では、周知のように、「固定資産の耐響をもつ法規定である税法では、周知のように、「固定資産の耐容を表しての際、問題とたるのは、今日、わが国の実務に最も重要な影との際、問題とたるのは、今日、わが国の実務に最も重要な影

である。との「相当の償却」に関しては、実際に償却を行う側方である。との「相当の償却」に含まれないと解せられているよとを前提としてはいない。 「相当の償却」に入るか否かは企業の合理的判断によるのであって、一般的には「相当の償却」に入るか否かは企業の合理的判断による特別償却もとを前提としてはいない。 (6)

するものと解する。 (1) 「相当の償却」は必ずしも税法の法定普通償却をさすもの(1) 「相当の償却」は必ずしも税法の法定普通償却をさすもの

を出している。(?)としての経団連では、これを次のように解釈するという統一見解としての経団連では、これを次のように解釈するという統一見解

上、必要な償却額を超えると考えられるものについては、特別償却をも加えて「相当の償却」と考えるべきである。ただし、理論ては、税法の耐用年数による償却では不十分であるので、特別償の、 開放経済に備えて急速な設備の合理化を要する企業にとっ

改正商法と減価償却口

却引当金を引当金の部に計上することになる。

超えると考えられるもの」が含まれるか否かという点に疑問が残 範囲内において認めたものに、果して「理論上、必要な償却額を 前述のとおり、企業の立場としては、当然「相当の償却」の広い 旨である。ただ、との趣旨は、連続意見書においても認めている じうる減価の原因でもある。したがって、この現実の事象に対し ととがある。とれらは、一般に公正と認められた会計慣行による のであるからよいとして、後段の「但し書」は趣旨一貫しない。 却としてあえて、例外的に「相当の償却」として認めるという趣 て「相当の償却」では充たし得られない理由による減損を臨時償 正規の規則的な償却では予測できない減損であるが、現実には生 **槭の発明による手持幾裓の陳腐化のように、機能的減耗が生じる** 能的に著しく減価した場合」に認められる臨時償却に匹敵する。(8) かった技術の進歩、発明、発見等の外的事情により固定資産が様 にいう「減価償却計画の設定に当っては、予見することの出来な の減額」として「相当の償却」の中に含める。これは連続意見書 スルコト能ハサル減損」について述べたもので、これをも「相当 とれは原則として当然のととといえる。第二項はいわゆる「予想 の基準が遵守せられなければならない点を第一項で述べている。 に委せるかわりに、その「相当額」は必ず継続的かつ規則的にそ るかは大体察せられたと思うが、要するに、 以上の統一解釈から、 震災、火災等の災害事故による物質的減耗のほか、 「相当の償却」を経団連がいかに解釈す 合理的な判断を企業 新機

る。もちろん、そのように、必要額を超える分があるとすれば、お工商法が禁止した恣意性のある償却方法を許す結果を解釈は、改正商法が禁止した恣意性のある償却方法を許す結果を解釈は、改正商法が禁止した恣意性のある償却方法を許す結果を解釈は、改正商法が禁止した恣意性のある償却方法を許す結果を解釈は、改正商法が禁止した恣意性のある償却方法を許す結果を解釈は、改正商法が禁止した恣意性のある償却方法を許す結果を解釈は、改正商法が禁止した恣意性のある償却方法を許す結果を解釈は、改正商法が禁止した恣意性のある償却方法を許す結果を解釈は、改正商法が禁止した恣意性のある償却方法を許す結果を解釈は、改正商法が禁止した恣意性のある償却方法を許す結果を解釈は、改正商法が禁止した恣意性のある償却方法を許す結果を解釈は、改正商法が禁止した恣意性のある償却方法を許す結果を解釈していると考えられる。少なくとも、かゝる誤解が実際に適用される場合に生じなければ幸いである。

- (1) 法制審議会「商法の一部を改正する法律案要綱」
- (2) 並木俊守著「改正商法と計算規則解説」六七~七〇頁。
- [3] 平賀健太郎民事局長答弁「第四十通常国会衆議院法務委員会議事録」
- (4) 商法 第二百六十六条15、及び第四百八十九条11
- (5) 並木著「前掲書」六七頁。
- 会計、十六巻三号、八〇~八二頁)。 会計、十六巻三号、八〇~八二頁)。
- (8) 大蔵省企業会計審議会「連続意見書第三」第一節の三(7) 経済団体連合会「新商法適用下の企業の経理方針(案)」

臨時償却の過年度修正

商法付則第九条と監査個別通達第一号について

「相当の償却」を強制した新商法規定については前述の通りでを受けることはあきらかである。

生じないのが原則的に認められた。しかし、旧法の最終事業年度て、旧法から改正法への切り替えに際しては、資産の評価損益は製作価額を見積ることの煩雑さを考慮したことにある。したがっ法適用に際し、あらためて、各個別資産について取得価額または法適用に際し、あらためて、各個別資産について取得価額またはと適用に際し、あらためで、各個別資産の未実現の評価損益を期間損益と別に関与せしかができるだけ資産の未実現の評価損益を期間損益

に付された価額が旧法にかなったものでなかった場合、これをもって改正法の適用の始めにおける取得価額または製作価額としなければならない。この場合にかぎり、旧法から改正法への切り替えに際しての、評価の修正にかぎり、旧法から改正法への切り替えに際しての、評価の修正にかざり、日法から改正法への切り替えに際しての、評価の修正にかざり、日法から改正法への切り替えに際しての、評価の修正に付された価額が旧法にかなったものでなかった場合、これをもに行された価額が旧法にかなったものでなかった場合、これをもに付された価額が旧法にかなったものでなかった場合、これをも

しかるに、旧商法の適法な最高額に、法解釈上、前述のようなとして引き継ぐことは、原則的には、妥当な会計処理とは言い難として妥当な処理ではない。ここで原則としてといったのは、会として妥当な処理ではない。ここで原則としてといったのは、会として妥当な処理ではない。ここで原則としてといったのは、会として妥当な処理ではない。ここで原則としてといったのは、会として引き継ぐことは、原則的には、妥当な会計処理とは言い難として引き継ぐことは、原則的には、妥当な会計処理とは言い難として引き継ぐことは、原則的には、妥当な会計処理とは言い難として引き継ぐことは、原則的には、妥当な会計処理とは言い難として引き継ぐことは、原則的には、妥当な会計処理とは言い難として引き継ぐことは、原則的には、妥当な会計処理とは言い難として引き継ぐことは、原則的には、妥当な会計処理とは言い難として引き継ぐことは、原則的には、妥当な会計処理とは言い難として引き継ぐことは、原則的には、妥当な会計処理とは言い難として引き継ぐことは、原則的には、妥当な会計処理とは言い難とした。

証明に関する省令の取り扱いに関する個別通達」が公けにされた。問題が生じるのである。そこで、大蔵省から、「財務諸表の監査計士の法定監査報告書上、いわゆる一号限定に該当するか否かの計士の法定監査報告書上、いわゆる一号限定に該当するか否かの計士の法定監査報告書上、いわゆる一号限定に該当するか否かのように、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」とのように、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」

うに取り扱うよう指示されている。(以下、「監個通達第一号」と称する)。 それによると、次のよ

当と認められる企業会計の基準」に反するときは、妥当な処理で 年大蔵省令第十二号)第四条第三号第一号にいう「一般に公正妥 評価替えが、 妥当な取得価額として取り扱うというのである。この点に何かす 額を付則第九条により、「みなし取得価額」になるという理由で、 おいて、「みなし取得原価」になる場合も同様に取り扱うものと 決算期において、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準! 価として取り扱うものとする。なお、旧商法が適用になる最終の 般に公正妥当と認められる企業会計の基準」による妥当な取得原 第九条の規定による「みなし取得原価」となるので、改正商法に はない。しかし、この処理によって付された価額は改正商法付則 すべきところを、このような不当な処理によって付された価額で せている。このため後に見るような批判が行われている。監査報 と明言しながら、付則をもって合理化し、法の趣旨を不徹底にさ っきりしないものを感じる。すなわち、原則的には、妥当でない しながら、後段において、この妥当でない処理により付された価 すると規定された。前文ではあきらかに妥当な処理でないと規定 に照らして償却の過不足がある資産で、その帖簿価額が翌期首に よる改正後の商法が適用になる事業年度からは、その価額を「一 旧法適用最終決算期に、その資産の評価替えをした場合、 この通達により、本来なら当然いわゆる一号限定を付 「財務諸表の監査証明に関する省令」(昭和三十一 その

けだし当然のことであろう。 けだし当然のことであろう。 しがっても、適法な価額である以上、付則第九条により、新商法適あっても、適法な価額である以上、付則第九条により、新商法適かられる場合でも、商法上はその償却過不足が繰越されていると考えられる場合でも、商法上はその償却過不足はなかったものとみなされる。 そして、新商法の適用される事業年度からは、この「みなし取得原価」を基礎として、「相当の償却」を要するというのであるから、公計理論上はもちろん、実際に監査を担当する、当事者達からも、この「監個通達」に鋭い批判が集中したのも、当事者達からも、この「監個通達」に鋭い批判が集中したのも、当事者達からも、この「監個通達」に鋭い批判が集中したのも、当事者達からも、この「監個通達」に鋭い批判が集中したのも、当事者達からも、この「監例通達」に続い批判が集中したのも、対がしている。

あると激しく「監個通達」を批判される中西旭教授は、「法で決めたことはどんなに不適正でも適正とみなす」

傾向が

例えば、

「『みなし取得価額』を法的にきめたのであるから監査証明においても、その資産および利益剰余金がその処理でいかに『水増し』と述べられている。元になっていても、適法なものとして取り扱うものと指示する。元になっていても、適法なものとして取り扱うものと指示する。元になったがにあるので、その企業の経営成績乃至財政状態の表示にないためにあるので、その企業の経営成績乃至財政状態の表示にないためにあるので、その企業の経営成績乃至財政状態の表示にないために高者保護の目的にかなうであろうか』と述べられている。前述(前号)の海運会社のように、これまで監査意見の差し控えや不適正意見の原因となるほど、相対的危険性においても、金額や不適正意見の原因となるほど、相対的危険性においても、金額や不適正意見の原因となるほど、相対的危険性においても、金額の重要性からも、莫大な償却不足額を有しながら、ただ単に、商の重要性からも、莫大な償却不足額を有しながら、ただ単に、商の重要性からも、莫大な償却不足額を有しながら、ただ単に、商の重要性からも、莫大な償却不足額を有いてあるから監査証明においても、その資産が表します。

であろうか。 は、第三者としての法定監査の投資家保護の目的と矛盾しないの

見を聞かなければならない。 との点については、実際の監査報告当事者としての実務家の窓

制するという以外考えようがない」と不満の意を示されている。 なるというととである。しかし、商法が改正されようが、固定資 変るというととである。しかし、商法が改正されようが、固定資 変るというととである。しかし、商法が改正されようが、固定資 変るというととである。しかし、商法が改正されようが、固定資 変るというととである。しかし、商法が改正されようが、固定資 変るというととである。しかし、商法が改正されようが、固定資 変るというととである。しかし、商法が改正されようが、固定資 変るという以外考えようがない」と不満の意を示されている。

算を混同するもので、付属明細書等でその経緯を明らかにしたと関を混同するもので、付属明細書等でその経緯を明らかにしたとした。、一般の読者はどう感じとるであろうか。監査意見としては、ら、一般の読者はどう感じとるであろうか。監査意見としては、ら、一般の読者はどう感じとるであろうか。監査意見としては、ら、一般の読者はどう感じとるであろうか。監査意見としては、ら、一般の読者はどう感じとるであろうか。監査意見としては、ら、一般の読者はどう感じとるであろうか。監査意見としては、ら、一般の読者はどう感じとるであろうか。監査意見としては、ら、一般の読者はどう感じとるであろうか。監査意見としては、時期に一致しているからといって、付属明和書等でその経緯を明らかにしたと対に償却不足を招来する。いずれにしても、当期業績主がで表示が付見ない。

即第九条の取り扱いに対する監個通達を批判しておられる。 しても、証取財務諸表の本質を失わしめるものとなろう。」と付

に指向した感がする。とに指向した感がする。というに指向した感がする。というでは、まさに、商法が強行法規なるがゆえに、不本意ながら一分は、まさに、商法が強行法規なるがゆえに、不本意ながら一次上のような批判の中に見られるように、この「監信通達」第

一般公衆に企業の適正な経営成績および財政状態を公開させ、一般公衆に企業の適正な経営成績および財政状態を公開させ、一般公衆に企業の適正な経営成績および財政状態を公開させ、一般公衆に企業の適正な経営成績および財政状態を公開させ、一般公衆に企業の適正な経営成績および財政状態を公開させ、一般公衆に企業の適正な経営成績および財政状態を公開させ、一般公衆に企業の適正な経営成績および財政状態を公開させ、

ただの危惧に終われば幸いである。私としては、後に見るように、かくて、このように多くの理論的批判や、実際担当者の危惧が

(1) 田中城二・久界次段共響「新失式会社去」(中央経済生)業の実体を把握することができるか否かに、疑問が残るのである。ることで、果して、有価証券報告書を読む読者が、誤解なく、企前期の報告書との関連上、注記專項または付記事項として付記す

- (1) 田中誠二・久保欣哉共著「新株式会社法」(中央経済社)
- 「「存務者をつ貢目に一段に会話を有に思うされらときな什つ諸表の監査証明に関する省令」第四条第三項第一号(財務)、大蔵省令第一二号(昭和三十二年三月二十八日)、「財務

「財務諸表の項目が一般に公正妥当と認められる企業会計の選挙に従って処理されているかどうか、財務諸表の重要な項基準に従って処理されているかどうか、財務諸表の重要な項基準に従って処理されているかどうか、財務諸表の重要な項

- て」 蔵理第一九六〇号、「改正商法付則第九条の取得価額につい 蔵理第一九六〇号、「改正商法付則第九条の取得価額につい
- 一頁。 (4) 中西旭「由々しき新通達の意図」、「監査」第四巻五号二
- (5) 西方展「「監個通達への私見」、「監査」、前掲号、一一頁。
- ○頁。○頁。一 岩村一夫「監査通達と監査意見」、「監査」、前掲号、二
- 海運業は過年度から償却不足が累計しており、この償却不足累() 商法改正後の海運業監査報告書() 井口太郎[監査個別通達批判]、[監査]、前掲号、二五頁。

か否かが問題である。なぜなら、監査報告書とそ、公認会計士の

困難をきわめた。 困難をきわめた。 困難をきわめた。

そこで、日本公認会計士協会は、昭和三十九年五月十四日およ で六月五日に海運業懇談会をもって、三月期決算の減価償却につ が六月五日に海運業懇談会をもって、三月期決算の減価償却につ が大月五日に海運業懇談会をもって、三月期決算の減価償却につ が大月五日に海運業懇談会をもって、三月期決算の減価償却につ が大月五日に海運業懇談会をもって、三月期決算の減価償却につ が大蔵省当局の個別通達の真意について解釈を求 めている。大蔵省の解答によると、同通達は商法において過年度 がているが、証取法本来の趣旨からすれば、監査報告書の 総合意見に直接影響をもち、かつ、その表現において、まったく を言としているが、証取法本来の趣旨からすれば、監査報告書の 総合意見に直接影響をもち、かつ、その表現において、まったく を言としているが、証取法本来の趣旨からすれば、監査報告書の としているが、証取法本来の趣旨からすれば、監査報告書の としているが、証取法本来の趣旨からすれば、監査報告書の としているが、証取法本来の趣旨からすれば、監査報告書の としているが、証取法本来の趣旨からすれば、監査報告書の に関して限定意見を表明するととを禁止する趣旨ではないとい う。この説明によると、単に、「監査報告書における表現上の改正で片づけられる

を激しく批判したのも、まったく当然のことであるといえよう。に、抵抗を感じるのである。心ある会計学者や公認会計士がこれ現上の改正」で、正反対の結論を提出させられることに、おおい監査努力の結果であり、総合意見はその結論である。それを「表

限定意見等を表明しない旨の結論を得た。て、過去の償却不足に関する部分については、これを表面化せず、正意見)を表明した場合でも、今回の報告書では、新事情に即し報告書において、減価償却不足に関して、限定意見(または不適報告書において、減価償却不足に関して、限定意見(または不適

くまでの十分な説明を加える必要があると思われる。 査意見の終続性の靶点からすれば、事情の変化につき、納得のい記事項としての記載までも差し控える意味ではない。むしろ、監記事項としての記載までも差し控える意味ではない。むしろ、監

いる。次に前述(前号)の海運会社の改正後の監査報告書を要約にも拘わらず、その総合意見では適正又は概ね適正意見となってよれば、下記の通り、限定事項、付記事項、注記事項などがあるよの申し合せにもとづき、昭和三十九年三月期の監査報告書に

[大阪商船]

して列挙しよう。

注記事項

ったほか、剰余金計算書において、一、六八九百万円の超過僚却よっており、当事業年度はその普通贷却範囲額の百%償却を行な当会社の有形固定資産の減価償却基準は法人税法上の定率法に

改正商法と減価償却口

している。を行ない、これを貸借対照表において特別償却引当金として表示

[三井船舶]

附記事項

「商法の一部を改正する法律附則第九条」ならびに「商法第二百八十五条資産評価に関する特則」の規定により、会社の当期首百八十五条資産評価に関する特則」の規定によって計算すると同法の適用を除外し、前事業年度と同一基準によって計算するとすたば、当事業年度末現在より、一六四百万円の償却不足額が明治九条」ならびに「商法第二日八十五条資産評価に関する特則」の規定により、会社の当期首百八十五条資産評価に関する特別」の規定により、会社の当期首百八十五条資産評価に関する特別。

[日本郵船]

附記事項

船舶、一、七五三百万円、建物、三九百万円。右金額は、前年で、税法上損金算入が認められるものである。その内容は次のとで、税法上損金算入が認められるものである。その内容は次のとで、税法上損金算入が認められるものである。その内容は次のと償却引当金一、七九三百万円は有形固定資産の経常的償却額二、償却引当金一、七五三百万円、建物、三九百万円。右金額は、前年おりである。

度監査報告書で、監査人が減価償却不足累計額として概算した金

時に当該固定資産の簿価の引き下げに充当せられる。についてのこの特定引当金は今後引き続き計上され、将来適当な領に、前期末における過去の償却不足を加えたものである。船舶

〔川崎汽船

附記事

会社の有形固定資産全部につき、当年度までの償却実施累計額 で、貸借対照表の資産の部および資本の部において同額の過大表で、貸借対照表の資産の部および資本の部において同額の過大表で、貸借対照表の資産の部および資本の部において同額の過大表で、資産対照をでき、当年度までの償却実施累計額

とするであろう。 とするであろう。 とするであろう。

ベースに換算して、税法上の普通償却不足額から、過去の特別償が出された。その後、これまでの特別償却実施額を全額普通償却て同法中の「減価償却不足額の意に解してほしいとの消極的要望して、これを普通償却不足額の意に解してほしいとの消極的要望して、これを普通償却不足額の意に解したが、その中の一つとしるため、海運会社は種々の要望を提出したが、その中の一つとしすなわち、海運再建整備法による償却不足解消を容易ならしめすなわち、海運再建整備法による償却不足解消を容易ならしめ

うに両者間に差異が生じたものである。 うに両者間に差異が生じたものである。 うに両者間に差異が生じたものである。 か実施なで普通償却の償却不足累計額をうめる結果、先に見たよる。 地大いう積極的要望が出された。当初、運輸省当局は、この積 を開送で要求している「解消すべき償却不足額」の意に解してほ 型実施額で普通償却の償却不足累計額をうめる結果、先に見たよ が、近地行に際し で、昭和二十六年度以降の特別償却実施累計額を普通償却に組入 で、昭和二十六年度以降の特別償却実施累計額を普通償却に組入 で、昭和二十六年度以降の特別償却不足額をもって、再建 が表し支えないとの意向に変った。そのため、過年度の特別償 が、法施行に際し で、昭和二十六年度以降の特別償却不足額をもって、再建 対実施金額をさし引いて、なお生ずる償却不足額をもって、再建 対実施金額をさし引いて、なお生ずる償却不足額をもって、再建 対策がより、この行力にある。

効果をわれわれは大いに期待せざるを得ない。の意味で、今回の「海遅再建整備法」にもとづく企業合併によるの意味で、今回の「海遅再建整備法」にもとづく企業合併による企業基盤を問題にしなければ、解決しないことかも知れない。その当場でより優遇されているかということがわかるとともに、そ的助成により優遇されているかということがわかるとともに、その一例でもわかるように、わが国海運業がいかに手厚い国家

でで、ここで本論にもどって、注意すべきことは、これら総合さて、ここで本論にもどって、注意すべきことは、これら総合を見たが判断しうるであろうか。しかも、償却不足累計額そのも、実体が判断しうるであろうか。しかも、償却不足額を有する企正意見や総合意見差し控え報告書と同様の償却不足額を有する企正意見や総合意見差し控え報告書と同様の償却不足額を有する企正意見や総合意見差した。 しているにも拘わらず。

われわれは、ここに大蔵当局のいうような単なる「表現上の改

第3表 減価償却に関する監査報告書の実態 (昭和38年中)

	売3表 減価償却に関する監査報告書の吴態 (昭和3 8 年中)						
改			決算日	昭和38. 6, 30.	1.1 ~ 決算日	昭和38. 12.31.	7.1 ~ 決算日
正商法と減価償却口			市場	第一部	第二部	第一部	第二部
			対象社数	611社	483社	610社	442社
	I	会計処理に関する限定事項〔第	5一号限定]	社	社	社	71:
	1.	当期および過年度の償却不足 も含む)	(未実施,中止	43	33	39	15
	2.	当期および過年度の任意超過	賞却	37	15	45	31
		電力会社の特例 (電力料金の) る償却方法と会社の届出の償: もの)	算定の基礎た	. 7		8	
	4.	特別償却引当金 (租税特別措) の) の過大または過少計上	置法によるも	6	14	1	
	5.	過年度超過償却分を利益剩余金	金に戻入	3	1		
	6.	剰余金計算書にチャーデすべ 営業外費用に計上	き特別償却を	3			
	7.	特許権の償却不足その他		2			
	8.	特別償却を製造原価に算入				6	3
	9.	減価償却費を固定資産から直	妾控除			2	
	10.	過年度超過償却を固定資産に	桑 入			2	
		小	計·	101 (15. 9%)	63 (16. 4%)	103 (17, 2%)	49 (14. 2%)
(1)	II	継続性の変更に関する限定事 3 定]	頁 [第二号限				
	1.	減価償却繰入率の変更(過大,	過少)	10		15	17
	2.	減価償却方法の変更 (定率→5	主額)	5	29	4	1
	3.	任意償却を営業外費用に計上		1	2	1	
	4.	耐用年数を臨時に短縮		1			
	5.	特別償却の中止			2		
	6.	割増償却を原価に算入				1	3
		小		17	33	21	21
		.1.	ा। ————————————————————————————————————	(12.5%)	(20.6%)	(13.6%)	(21, 6%)
一七九	Ш	表示に関する限定事項〔第三号		(12. 5%)	(20.6%)	(13.6%)	(21, 6%)
一七九)			限定]	(12. 5%) 44	(20. 6%) 33	(13. 6%)	(21, 6%)
九 七	1.	表示に関する限定事項〔第三号	限定] 産の過大表示			(13. 6%)	(21, 6%)
九	1. 2.	表示に関する限定事項〔第三号 過年度償却不足による固定資産	限定] 産の過大表示	44	33	(13. 6%) 6	(21. 6%)
九 七	1. 2. 3.	表示に関する限定事項〔第三号 過年度償却不足による固定資産 過年度償却超過による固定資産	限定] 産の過大表示 産の過小表示	44 13	33		(21.6%)
九 七	1. 2. 3. 4.	表示に関する限定事項 [第三号 過年度償却不足による固定資産 過年度償却超過による固定資産 超過償却を営業外費用に表示	限定] 崔の過大表示 崔の過小表示	44 13	33	6	(21, 6%)

(小計欄カッコ内%は,各市場における限定事項総数に対する割合)〔原京証券取引所調査課調べより作成〕

無視することはできないのである。正」以上の影響力、経済的、社会的重要性の存在していることを

以上よ与篁炭を中心こ、監査報告書を見てきたのであるが、作うか。今回の「監個適選」第一号は、そのような印象を与える。を重視すると、逆に、本体を見失うなう危険があるのではなかろると思うのである。文言や用語様式も重要であるが、あまりそれ明とそ、実際に生きた企業の動態を捉えうる実質的な診断書であ明として、かかる本質的なものを監査意見として公表する監査証

号について、十五%から二十%にも達している。しかも償却過不等三表によれば、減価償却に関する事項はすべての限定事項各二部市場(延べ九二六社)について、これを第三表で示す。「昭和三十八年度中、第一部市場(延べ一、二二一社)および第今における減価償却に関する監査報告書の限定事項の実態についり上は海道業を中心に、監査報告書を見てきたのであるが、昨以上は海道業を中心に、監査報告書を見てきたのであるが、昨

際取得価額によるとしている。

『なお、税法においても、この商法の改正の結果、個別通達により、その取り扱いを指示しているが、それによると、税務計算上り、その取り扱いを指示しているが、それによると、税務計算上は、改正商法附則第九条のみなし取得原価を認めることなく、実は、改正商法附則第九条のみなし取得原価を認めることなく、実に、政策に関する限定事項の大半をなしているという事実に、足が減価償却に関する限定事項の大半をなしているという事実に、

り越しの制度については、主要諸外国にも、その例がなく、みだ旨について次のような説明がなされている。「この償却不足の繰から三年に短縮せられた点に見られよう。との繰越期間短縮の趣むしろ、商法改正の税法上の影響は、償却不足繰越期間が五年

このように、強行法である商法改正の影響は、法治国である現ても適当でない。 【相当の償却】をなすべきであるとされた改正商法の趣旨からみりに利益調節の手段として乱用されるお そ れが あり、また毎期

(1) 日本公認会計士協会編、"J.I.C.P.A"1964. July No. 545

代のわが国の法体系に波及されるのであるから、

その国民経済的

重要性も非常に大きいといわなければならない。

登記をしている。したがって、これは合併前の最終事業年度船三井船舶株式会社とし、同年五月二十九日合併による解散一日をもって、三井船舶株式会社と合併し、新社名を大阪商一日をもって、三井船舶株式会社と合併し、新社名を大阪商本文中の数字が附属明細表の「滅価償却明細表」の「償却範本文中の数字が附属明細表の「滅価償却明細表」の「償却範

の監査報告書である。

税法上切り捨てとなった普通償却範囲額の切り捨てがないも特別償却実施額をもって普通償却実施額とみなし、さらに、九四百万円」との相違は特別償却を償却範囲額から除外し、ち減価償却明細表の「償却範囲額に対する不足額累計三、八と減価償却明細表の「償却範囲額に対する不足額累計三、八

- のとして計算した結果である。 なお、 大阪商船との合併の経
- (4) 渡部義雄「日本郵船株式会社第七十七期事業年度監査報 過は前記註記(2)の遥りである。

本文中の金額は、 前年度監査報告書上の減価償却不足累計額

とせられていた金額一、七〇六百万円を若干上回るものであ

にすべて費用に算入された結果である。これらの特別償却引 るが、これは前期末における過去の償却不足額を当年度まで

増加額三、二○○百万円と同社の合併直前の資本金四、八○ 併を昭和三十九年四月一日に行っているが、これに伴う資本 ○百万円との差額一、六○○百万円は船舶勘定の減額受け入

なお、当社は整備計画に基づいて、三菱海運株式会社との合 を特別億却引当金に計上している例は珍らしいケースである。 過年度償却不足額と相殺されるべき性格のものである。これ 当金は理論的には利益性のあるいわゆる特定引当金ではなく、

5 この償却不足累計額一、一〇七百万円は、 七条正之「川崎汽船株式会社第八十五期監查報告書 減価償却明細表の

れに充当されている。

十九年四月一日飯野汽船株式会社と合併し、資本金は九十億 償却範囲累計額を計算したためである。 と異るが、これは、前者が特別償却がないものとしての普通 (資却範囲額に対する過不足」欄の不足額二、三六八百万円 なお、 当社は昭和三

となった。

改正商法と減価償却[]

6 佐波宣平、 前揭諭文一一頁。

7

8

四

昭和三十八年四月改正税法細則、第三条の六、第八条の 昭和三十八年直審(法)二五〇「二七」

年四月号)四五頁。 渡部周治、 「法人税法の改正」(「国税速報」昭和三十九

9

り K

で完全に償却し、投下資本の回収を無事に行いうるか否かは保証 海運業の本来の危険性ある性格からみて、耐用年数の限度一杯ま なる会社が約全体の半数以上もあるといわれている。もちろん、 としたら、その基準で過去の償却実施額を換算すると償却超過に し現行の定率償却法でなく、定額償却法を最初から継続していた 海運業の償却不足を中心に見てきたのであるが、汽運業界がも

毎期「相当の償却」をしなければならなくなるが、 して引き継れた償却不足を含む固定資産の価額が本年九月期以降: 付則第九条と「監個通達」第一号により、「みなし取得原価」と 者択一的方法の撰択にすぎないとはいい切れないように思われる。 「相当の償却」が果して現在の海運業界にとって可能であるかと 問題はこの

る。この法的規制下にある現実の事実をみると、それは単なる二 影響度の大きさ、相対的重要性について深く考えさゝれるのであ の限りではないが、あらためて、減価償却の経済的意味と、その

(二八二)

いう心配である

待したい。
おは、合作後第一事業年度と重なる今九月期以降、企業合同も行われ、合併後第一事業年度と重なる今九月期以降、企業合同も行われ、合併後第一事業年度と重なる今九月期以降、

田六郎先生をはじめ海原、山本両先生の三年余にわたる研究会田六郎先生をはじめ海原、山本両先生の三年余にわたる研究会を通じての御指導の成果の一端である。記して感謝の意に代えを通じての御指導の成果の一端である

一九六四・五・二十脱稿